

公 告

下記の業務について、公募型プロポーザルに係る手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので次のとおり公告する。

令和6年8月23日

越前市長 山田 賢一

1 募集概要

(1) 募集内容

中京圏向けプロモーション業務

(2) 業務内容

テレビ番組制作を中心とした各種メディアへの露出獲得のための業務を基本とし、越前市の魅力や価値を有効な手段を用いて発信する企画を策定・実施することを業務とする。主な対象者は中京圏在住者で、移動手段として車を利用しうる者とし、社会的背景なども踏まえ、効果的な情報発信を提案・実施すること。

ア テレビ番組の制作

① 番組内容

越前市の食文化・伝統工芸の魅力が伝わる内容であり、道の駅越前たけふに関する情報を組み込むこと。

② ターゲット

マイカーを移動手段とした中京圏在住者であること。

③ 番組時間・本数

番組放送時間は5分以上の番組とし、1本以上の番組を制作すること。

④ 制作日程

番組の制作日程や放送時期については、観光客増加に最大限効果を発揮するものとする。また、制作した番組について、事前に委託者の確認を受け、修正がある場合は速やかにこれを修正するものとする。

イ その他メディア等を活用したプロモーション

越前市の認知度及び知名度向上に特に有効と考えられるPR方法(パブリシティ、SNS活用等)において、プロモーション企画を1企画以上実施すること。ただし、実施するPR方法は、委託者と協議の上決定すること。

- (3) 契約上限金額 5,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 業務期間 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (5) 契約条件 受託候補者を特定した場合は、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものとする。
- (6) 契約保証金 越前市契約規則(平成17年越前市規則第54号)第25条から第26条までの規定に基づく。

2 参加要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 番組制作をはじめ、自治体等の各種メディアに対するパブリシティ活動やメディア発信活動・メディアリレーション業務・プロモーション支援活動等の実績を有する者。
- (2) 令和6年度越前市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録を希望する者。「登録を希望する者」とは、参加表明時には越前市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていないが、契約相手となった場合には、速やかに登録に必要な手続きを行い、越前市指名競争入札参加資格者名簿に登録することができる者をいう。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て、破産法

（平成１６年法律第７５号）に基づく破産の申立てを開始していない者。

（４）当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っていない者。

（５）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者。

（６）公告日から契約締結日までの期間において、福井県及び越前市において指名停止措置を受けていない者。

（７）国及び越前市の税に滞納がない者。※越前市の市税は、越前市に本社又は営業所がある場合のみ

（８）暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っていない者。

３ 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

（１）受付期限 令和６年８月２９日（木）午後５時まで（必着）

（２）提出方法 質問書（様式第６号）により、電子メールで提出

（３）回答日 令和６年８月３０日（金）

（４）回答方法 電子メールで回答するほか、市ホームページに掲載

４ 参加表明書の作成要領

（１）参加表明に必要な書類及び提出部数（原本１部及び副本１０部及びＰＤＦデータ）

ア 参加表明書（様式第１号）

イ 会社概要（様式第２号）

ウ 業務実績調書（様式第３号）

エ 業務の実施体制（様式第４号）

オ 商業登記簿謄本（写し可。発行から１か月以内のもの）

カ 国税（法人税及び消費税）及び越前市の市税に係る納税証明書（滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前１か月以内に発行されたもの）

※越前市の市税は、越前市に本社又は営業所がある場合のみ

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和6年9月5日(木)午後5時まで(必着)
- イ 提出場所 越前市観光誘客課
- ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は書留郵便(当日消印有効)

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数(原本1部及び副本10部及びPDFデータ)

- ア 企画提案書(様式第5号)
- イ 企画提案資料(任意様式)A4サイズ
- ウ 再委託調書(様式第7号)※再委託する場合のみ
- エ 参考見積書(任意様式)
- オ その他

(2) 企画提案書の提出方法及び期限

- ア 提出期限 令和6年9月13日(金)午後5時まで(必着)
- イ 提出場所 越前市観光誘客課
- ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は書留郵便(当日消印有効)

6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) プレゼンテーションに参加するのは1者あたり3人以内とし、説明を行うのは、参加表明書の業務の実施体制(様式第4号)に示した管理責任者とする。
- (2) 原則として各者20分のプレゼンテーション及び15分程度のヒアリング(質疑応答)とし、順次個別に行う。応募状況により、プレゼンテーション及びヒアリングの時間は変更する場合がある。
- (3) プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、紙資料の

追加配布は認めない。

- (4) 説明に当たり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市、パソコンは提案者が用意するものとする。なお、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- (5) プレゼンテーション当日の審査の順番は企画提案書の到着順とする。

7 審査方法

審査については、越前市中京圏向けプロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会において、企画提案書等を提出した者の中から、「越前市中京圏向けプロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、第1次審査及び第2次審査の内容を委員会の委員が評価（点数化）し、各委員の評価点（第1次審査と第2次審査の合計点数）の総合計が最も高い者を事業者として特定する。

(1) 第1次審査（書類審査）

参加要件を満たす者の中から、提出書類（参加表明書）を審査し、参加要件に合致している者を特定する。

実施日 令和6年9月6日（金）（予定）

結果通知予定日 令和6年9月10日（火）（予定）

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れている提案を特定する。

実施日 令和6年9月25日（水）（予定）

(3) 審査基準及び配点

ア プロポーザルは、別表の評価基準により審査する。

イ 評価項目ごとの配点に評価係数を乗じた各審査員の点数について、最高点と最低点を1名分ずつ除いた平均点（小数点第2位四捨五入）を算出し、合計点を企画評価点とする。

ウ 価格評価点

価格評価点は、以下のとおり算出する。

価格評価点 = 20点 × (最低提案価格 ÷ 各提案者の提案価格)

エ 提案者が1 者の場合、第2 次審査を実施し、総得点70 点以上の場合、受託候補者とする。

オ 総得点が同点の場合、評価項目「提案の効果性」と「自由提案」の合計点が高い者を特定する。

カ この要領に定めるもののほか、審査方法について必要な事項は別に定める。

8 審査結果の通知

(1) 第1 次審査

書面及びメールで通知する。なお、特定された者のみ、第2 次審査の詳細について通知する。

(2) 第2 次審査

書面及びメールで通知する。

9 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度見積書（内訳明記）を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167 条の2 第1 項第2 号の規定により随意契約を締結するものとする。

ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。随意契約に係る協議の際に本協議会の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

10 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者は失格するものとする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 虚偽の記載があるとき。

1 1 契約について

越前市契約規則に準ずる。

1 2 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

(6) 業務の実施体制（様式第4号）に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定する。

(7) 提出書類は、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ

め文書により申し出ること。

(8) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、特定後の受託候補者の企画提案書の著作権は市に帰属するものとする。

(9) 企画提案書の提出者（第1次審査を通過した者に限る。）及び審査結果（最優秀者、次点者の名称）は市ホームページで公表する。

1 3 日程

公告	令和6年	8月23日（金）
質問受付締切り	令和6年	8月29日（木）
質問回答	令和6年	8月30日（金）
参加表明書の受付締切り	令和6年	9月 5日（木）
第1次審査	令和6年	9月 6日（金）
第1次審査通知日	令和6年	9月10日（火）
企画提案書等受付締切り	令和6年	9月13日（金）
第2次審査	令和6年	9月25日（水）予定
第2次審査結果通知	令和6年10月	1日（火）予定
契約締結	令和6年10月	7日（月）予定

1 4 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号

越前市役所産業観光部観光誘客課 担当 岡崎・大塚

TEL 0778-22-3007

電子メール kankou@city.echizen.lg.jp